

平成17年度「8020いい歯のお年寄り表彰事業」実施要領

1. 趣旨

8020を達成されているお年寄りを募集、表彰することにより、歯の健康を維持し健康に食べることの重要性を広く県民に普及啓発し、もって歯科保健事業の推進を図ることを目的とする。

2. 対象者

「8020いい歯のお年寄り表彰事業」の対象者は、次に該当する者とする。

- (1) 秋田県内に住所があること。
- (2) 大正14年3月31日以前の生まれであること。(80歳以上)

3. 認定基準

- (1) 現在歯数が20本以上あること。
ただし、①現在歯数には処置歯、未処置虫歯を含む。
②人工歯根（インプラント等）は現在歯に含まない。
- (2) 喪失歯がないか、又は喪失歯があっても補綴処置がなされている等で良好な咬合・咀嚼状態を有すること。
- (3) 原則として未処置虫歯が無いこと。
- (4) 歯肉及び全身の健康状態、歯口清掃状態が比較的良好であること。

4. 認定診査等

- (1) 認定診査の期間は、平成17年7月1日（金）から平成17年8月31日（水）までとする。
- (2) 口腔内診査等は、「8020いい歯のお年寄り表彰事業」協力歯科医療機関（以下、協力歯科医療機関という。）で行う。
対象者の口腔内診査及び問診の結果は、別紙様式1により協力歯科医療機関が記録する。
なお、協力歯科医療機関名簿については、平成17年6月中旬に健康対策課から各地域振興局福祉環境部あて送付する予定である。
- (3) 協力歯科医療機関は、別紙様式1を平成17年9月5日（月）までに所管の地域振興局福祉環境部あて提出すること。
- (4) 「8020いい歯のお年寄り表彰事業」認定審査は、3の認定基準に基づき（3）で提出された別紙様式1により行うこと。

5. 認定証の交付

- (1) 認定証の交付は地域振興局福祉環境部において行う。

6. 地区代表の選出（実施主体：地域振興局福祉環境部）

「8020いい歯のお年寄り表彰」地区代表は4の（3）で提出された別紙様式1により認定された者の中から、特に優秀（現在歯数が28本以上あること等）と認められ

る者に対し、口腔内診査を行った上で1名選出する。

なお、過去において代表者に選ばれた者であっても、新たに地区代表者として選定できるものとする。

7. 地区代表者の中央審査会への推薦及び認定証交付者名簿の提出

- (1) 6により選出された地区代表1名については、別添様式1及び全身及び上下歯列の咬合面観写真3枚（キャビネ版）を添付し、平成17年9月15日（木）までに健康対策課長あて提出すること。なお、該当者無しの場合もその旨報告すること。
- (2) 別紙様式2の認定証交付者名簿及び4の(3)で提出された全ての別紙様式1を(1)と同時に提出すること。

8. 中央審査会及び表彰

- (1) 中央審査会は秋田県歯科医師会に委託し、各地域振興局福祉環境部から選出された地区代表者の中から最優秀1名等を決定する。
- (2) (1)において選出された最優秀者等は、「第5回秋田県歯科保健大会（県民よい歯の表彰）」において表彰する。